

平成20年(2008年)
毎月/1日・15日発行
発行/東村山市
編集/政策室広報聴課
〒189-8501 東村山市本町1-2-3

☎ 042-393-5111 (代表) ファクス 042-393-6846
市長へのファクス 042-393-9669
ホームページ <http://www.city.higashimurayama.tokyo.jp>
携帯電話用 <http://mobile.city.higashimurayama.lg.jp/>



携帯電話用QRコード

今号の主な内容

都民住宅、介護認定調査員の募集、健康…2面
スポーツセンター、児童館、みんなのひろば…3面
今月の相談、青少年善行表彰、公民館、官公署…4面

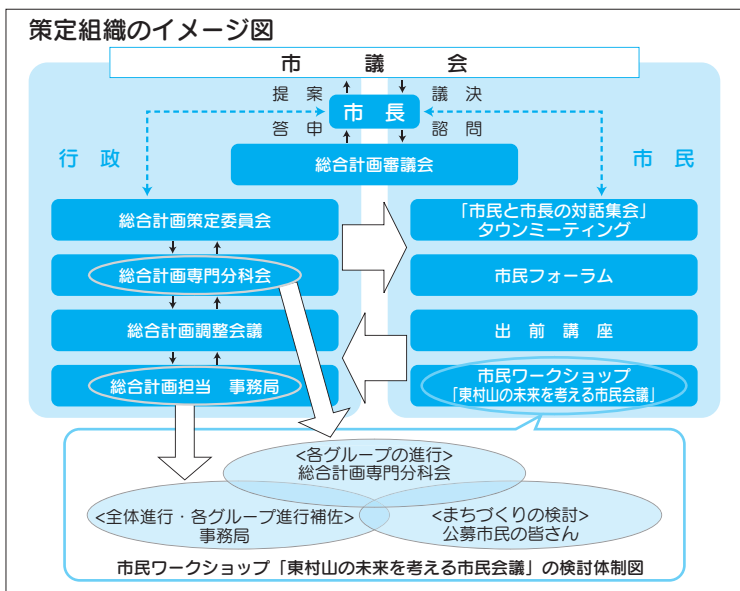
東村山市第4次総合計画策定に向けた
市民ワークショップ

「東村山の未来を考える市民会議」の
メンバーを募集しています

市では、「みんなで創る、みんなの東村山」を合言葉に、平成23年度からスタートする東村山市第4次総合計画の策定を進めています。
この度、市民の皆さんのご意見をまちづくりに反映していくことを目的に、市民ワークショップ「東村山の未来を考える市民会議」を設置します。
この市民会議のメンバーとなるかたを募集していますので、ぜひご応募ください。

市民会議の概要

総合計画とは、まちづくりの基本理念や将来都市像、その実現に向けた施策の方向性を定めたものです。市政を計画的に進めるための指針となるもので、これに沿って当市のまちづくりが行われています。
今回、メンバーを募集する市民ワークショップ「東村山



第4次総合計画「子どもたちの絵画・作文展覧会」を開催します

第4次総合計画の策定にあたり、子どもたちから募集したまちづくりの夢や希望を表現した絵画・作文については、絵画286作品・作文388作品が寄せられました。多くのすてきな作品をご応募いただき、ありがとうございました。

市では、このすばらしい作品を市民の皆さんにもご覧いただけるよう、展覧会を開催します。この機会に、私たちの暮らす東村山のまちづくりについて考え、話し合ってみませんか。

日程 12月9日(火)～14日(日)
時間 午前10時～午後5時
※最終日は午後4時まで
場所 中央公民館1階展示室
問い合わせ 政策室総合計画・行財政改革担当

市民会議メンバー募集

応募資格 市内在住・在勤・在学又は市内で活動しているかたで、会議に継続的に参加できるかた
募集人数 30～40名程度
※申込み多数の場合は、人数を絞らせていただく場合があります。

活動期間 平成21年1月～7月ごろ

募集方法 電子申請(市のホームページの「ネット申請」からアクセス)又は所定の応募用紙に必要事項と「東村山のこれからのまちづくりについて」をテーマにしたご意見(400字程度)を明記し、直接もしくは郵送・ファクスで総合計画・行財政改革担当へ
★まちづくりに関するご意見は、同市民会議において活用させていただきます。

問い合わせ 政策室総合計画・行財政改革担当

一人権週間強調事項

- 子どもの人権を守ろう
- 女性の人権を守ろう
- 高齢者を大切にする心を育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 人身取引をなくそう

育てよう一人ひとりの人権意識
思いやりの心・かけがえのない命を大切に

人権とは、誰もが生まれながらにして持っているかけがえのない権利であり、幸せに生きるために、なくてはならないものです。
憲法でも基本的人権として保障していますが、現実には不当な偏見や差別といった人権侵害が、今なお存在します。お互いの人権が尊重される

1948年(昭和23年)12月10日、国連総会で採択された「世界人権宣言」を記念し、12月10日が「人権デー」と定められ、今年で60年になります。
日本では、「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日～10日)を「人権週間」として、人権意識の高揚と普及に向けた啓発活動が全国で行われます。当市では、今年も人権パネル展を開催します。

人権の大切さを考える機会に、ぜひお越しください。

日程 12月1日(月)～5日(金)

人権パネル展

人権擁護委員(敬称略)

氏名	住所(町名)	電話
江藤 佳子	秋津町	394-0915
津田 敦司	青葉町	395-0382
細田 進	萩山町	344-1671
細淵 富子	富士見町	391-1318
佐藤 公子	栄町	394-2602

住み良い社会をつくるために、家庭、職場、学校、地域社会など身近な場面で、私たち一人ひとりに人権に対する正しい理解が求められています。

12月4日(木)～10日(水)は第60回人権週間

時間 午前8時30分～午後5時
※初日は午後1時から、最終日は午後2時まで
場所 いきいきプラザ1階ロビー

内容 人権の花活動の紹介、人権作文の掲示、市内の小学校の人権啓発活動に関するパネル展示ほか

問い合わせ 市民部市民生活課

夜間人権ホットラインの開設

弁護士が相談に応じます。秘密は厳守されますので、ぜひご利用ください。

お問い合わせ 財団法人東京都人権啓発センター(☎03・3871・0212、又は☎03・3876・5373)

開設日時 12月5日(金)午後5時～8時
ホットライン
☎03・5808・1915
☎03・5808・1916
※相談時間は10分程度でお願いいたします。
※相談無料
★12月5日以外の相談は問い合わせ先へ

12月のタウンミーティング「市民と市長の対話集会」⑮

当市の活力と魅力あるまちづくりについて、ご意見・ご提案をお待ちしています。
※申込み不要、直接会場へ

日時	場所
12月20日(土) 午前10時～正午	秋津公民館(秋津町2-17-10)

★手話通訳が必要な場合は、12月11日(木)までにファクスで企画政策課(FAX393-6846)へ

問い合わせ 政策室企画政策課

ひとりでも悩まないで相談機関をご利用ください

東京法務局
子どもの人権「10番」
☎03・5689・0535
女性の権利ホットライン
☎03・5689・0512

困りごと・心配ごとの相談は人権擁護委員へ

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱されて、毎日の生活を営むうえでの人権問題について相談に応じています。委嘱されている委員の方々は下表のとおりです。

また、毎月第4火曜日の午後1時～3時30分には、市民生活課市民相談室(本庁舎1階)で「人権の上相談」を行っていますので、ぜひご利用ください。

お問い合わせ 市民部市民生活課

問い合わせ 財団法人東京都人権啓発センター(☎03・3871・0212、又は☎03・3876・5373)